

L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T理解増進法）」が令和5年（2023年）6月23日に施行された。

同法は成立過程において、本来、様々な立場からの指摘を取り上げて慎重に審議すべきであったが、令和5年（2023年）6月9日、衆議院内閣委員会で審査入りし、3案が乱立する状況にもかかわらず短時間で審査を終え、同日新たに提出された修正案が即日採決されるという極めて異例な経過をたどり、13日の衆議院本会議、16日の参議院本会議で可決し成立に至っている。

そのため、L G B Tに関する課題が抱える多くの論点について慎重な検討が欠けており、このまま運用されれば、現場は混乱し、法律の趣旨から逸脱した過剰な主張や要求が広まって社会の混乱を引き起こす可能性が懸念される。

実際、国民からは、性犯罪の増加などによる女性の権利侵害、スポーツ界におけるジェンダー問題、そしてアイデンティティーの確立していない子供の発達への悪影響など、諸外国が直面してきた社会的混乱が日本でも生じるのではないかという強い懸念の声が多数上がっている。

また、世界的には差別禁止を定めた規範が逆に女性の立場を傷つけるなどとして、様々な問題や混乱が生じており、米国などでは見直しへと方向転換する動きも見られる。

これらの状況からも、大きな価値観の転換につながる理念法を制定するのであれば、慎重に時間を掛けて練り上げ、国民に対する十分な説明を行い、女性の権利侵害などの懸念、危惧に正面から応えらるとともに、国民的な合意を得る必要がある。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、L G B T理解増進法の慎重な運用を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年8月7日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長